

広島県告示第八百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和二年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すぎはら薬局	竹原市中央三丁目三番二号	令和二年五月一日
みはらえきまえクリニック	三原市城町一丁目八番七号一F	令和二年五月八日
久井しもつ歯科	三原市久井町下津一七二八番地	令和二年六月一日
さつき薬局	尾道市御調町神一〇二番地の一七	令和二年五月一日
訪問看護ステーション心音	尾道市高須町四八二七番地一サニープラッツA一〇二	令和二年五月八日
林歯科医院	三次市十日市西一丁目二番一〇号	令和二年五月一日
ミック・西条栄町薬局	東広島市西条栄町二番二三号アリエテナントB	令和二年五月一日
竹中歯科医院	安芸郡府中町宮の町二丁目五番二七号古田ビル二F	令和二年六月一日
まりあ眼科クリニック	安芸郡海田町窪町一番二三号、二F	令和二年五月一日
かわもと皮ふ科	安芸郡海田町窪町二番一四号はらんどうビル四F	令和二年五月一日
市薬局	尾道市御調町市一〇〇番地	令和二年六月一日
オール薬局 備後府中店	府中市府川町四六五番地一	令和二年六月一日
あけぼの薬局 廿日市店	廿日市市上平良三五八番地一	令和二年六月一日
四季が丘薬局	廿日市市四季が丘五丁目一三番六号	令和二年六月一日

三登医院	もみじ歯科
安芸郡坂町坂西二丁目六番八号	安芸郡府中町鹿籠二丁目一三番 一二号アルバ府中一〇一
令和二年七月一日	令和二年七月一日